

「無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案等に係る意見募集」に対する意見と総務省の考え方

No	意見提出者	意見の概要	総務省の考え方
1	個人 A・個人 B (連名)	<p>基地局周辺には健康被害を被っている方がいること、健康調査が一度も行われていないことを事実として知っていただきたい。</p> <p>広帯域移動無線アクセスシステムの高度化は基地局の空中線電力増加を伴うことが記載されており、健康への影響について大変懸念をしている。すでに稼働している基地局周辺では深刻な体調不良を起こしている方々が各地でおられ、高度化が実施されるとさらに被害が発生する可能性が高い。基地局周辺住民の健康被害の実態調査及び基地局との関係を解明しないまま、広帯域移動無線アクセスシステム技術の導入や高度化をしないようお願いする。</p>	<p>電波の安全性について、今回の高度化に際し電波防護指針への適合性を確認しており、また、本指針の変更を伴うものではありません。なお、電波防護指針に定められている基準値は、国際非電離放射線防護委員会により発表され、WHO が遵守することを推奨している「時間変化する電界、磁界及び電磁界へのばく露制限のためのガイドライン」に定められている基準値と同等のものとなっています。</p>
2	個人 C	<p>基地局空中線電力の増加を推進する前に基地局周辺住民の健康調査及び電磁波過敏症の人が生活できる電磁波被曝量の調査を要請する。すべての人の健康を害さない基準値を設定すべきではないか。経済優先、利便性のために弱者の生存権を侵害しないような政策をお願いする。</p>	<p>No1 に対する回答と同様です。</p>
3	個人 D	<p>今回の法令案の「改正」により、これまでも増して電話会社が有利に「携帯ビジネス」を展開できる条件が整う。一方、国（総務省）の重要な役割のひとつに、憲法に基づいて国民の生存権を守ることがある。国民の生命を尊重するのか、それとも企業活動を優先するのかを問われた場合、前者が優先することは言うまでもないが、現実には両者の優先順位が逆立ちしているのが実情である。具体的な問題点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話業界から莫大な額の政治献金が政権党に贈られている。 ・ 省庁から NTT へ天下りしている。 ・ 総務省は無線基地局に関する情報をほとんど公開していない。 ・ 電磁波弱者に対する配慮が欠落している。 	<p>本件は、情報通信審議会が総務大臣の諮問を受け、学識経験者等の専門委員による審議を行い、一部答申をした技術的条件に基づいて省令等を改正するものです。</p> <p>電波の安全性について、今回の高度化に際し電波防護指針への適合性を確認しており、また、本指針の変更を伴うものではありません。</p>

4	UQ コミュニケーションズ株式会社	<p>本改正案は、平成22年12月21日に情報通信審議会において一部答申された「FWAを除く広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に関する技術的条件」の技術検討結果に沿っており適切であることから、賛同する。</p>	<p>本件省令案等を支持する御意見として承ります。</p>
5	個人 E	<p>政府は、電磁波の危険性や健康被害との因果関係を十分に調査しておらず、縦横無尽に発する電磁波の影響について懸念を抱く市民は増えるばかりである。政府におかれては、市民が安心して暮らせるまちづくりのために、電磁波の健康被害について全国的な疫学調査を実施し、諸外国並みに基準値を設定することを求める。</p>	<p>No1 に対する回答と同様です。</p>
6	地域 WiMAX 推進協議会	<p>無線による高速インターネットアクセスに対するニーズは、モバイルな端末の進歩、普及と相俟ってますます高まり、今後は伝送速度の高度化などの通信環境の改善やエリア展開の向上に対する期待が、高まっていくものと思われる。</p> <p>今まで有線の通信事業をしてきた事業者も既に無線の分野に乗り出しており、こうした時代の要求に応じていくために、今回の制度整備は極めて有効な施策であり、事業推進の原動力になり、有線と無線の融合とその普及が図れることと思われる。</p>	<p>本件省令案等を支持する御意見として承ります。</p>
7	株式会社ウィルコム	<p>広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に伴う制度整備のための、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案等の内容に賛同する。</p> <p>今回の制度整備により、XGP は高度化され、伝送速度の高速化が実現可能となり、また、カバーエリアの拡大や品質向上などにも極めて有効であることから、早期の制度化を希望する。</p>	<p>本件省令案等を支持する御意見として承ります。</p>
8	Wireless City Planning 株式会社	<p>広帯域移動無線アクセスシステムの高度化に伴う制度整備のための、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案などの内容に賛同する。</p> <p>今回の制度整備により、XGPは高度化され、伝送速度の高速化が実現可能となり、また、カバーエリアの拡大や品質向上などにも極めて有効であることから、早期の制度化を希望する。</p>	<p>本件省令案等を支持する御意見として承ります。</p>